

省エネ行動で
補助を受けたい

省エネ設備導入加速化 事業補助金

趣旨・目的

中小企業者等における計画的な省エネ行動を支援するため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例に基づき提出された事業者行動計画に沿って、温室効果ガスの排出抑制等に資する設備の整備を行う場合、これに要する経費の一部を補助します。

対象となる方

中小企業者等であって、かつ、補助対象事業を実施しようとする県内事業所について、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例第22条の規定により事業者行動計画の提出を行った事業者

支援内容

補 助 率	補助対象経費の1/3以内
補 助 限 度 額	1件あたり100万円（ただし、エネルギー使用削減量1GJ当たり1万円）
補 助 対 象 事 業	<p>エネルギー管理士等による省エネ診断において助言や提案を受けた省エネにつながる設備の整備で、補助対象経費の総額が60万円以上となる事業。 ただし、以下の場合は補助対象外となります。</p> <p>(1) 生産設備、事務用機器 (2) 再生可能エネルギーによる発電設備および熱利用等設備、エネルギー高度利用技術設備、蓄電池 (3) 国または国の関連団体の補助金の交付を受ける見込みである事業</p>
補 助 要 件	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業により、下記①、②のどちらか一方の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①対象事業所全体の前年度エネルギー使用量に比べて5%以上の削減が見込まれること。 ②対象事業所全体で100GJ以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること。 工事の発注先は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。 過去に県から省エネ対策に資する設備導入に対する補助金の交付を受けていないこと。

上記は令和3年4月20日時点の内容です。最新情報については販路開拓課へお問合せ下さい。

問い合わせ先

(公財)滋賀県産業支援プラザ 販路開拓課

TEL : 077-511-1413 (139ページ No.53)

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の
改善・開発面の支援

販売・取引面の支援